

地震が起きたら！

わが家は大丈夫？

無料でできる耐震診断

昭和56年5月31日以前に建てられた木造一戸建て住宅に、さいたま市が無料で耐震診断員を派遣します！

今年度の申込み締め切り

12月末日まで
ただし、予定件数に
達しだい終了

ご利用のながれは、裏面をご確認ください



実験前

昭和56年以前に建てられた木造住宅



実験後



耐震補強未実施の建物

耐震補強を実施した建物

兵庫耐震工学研究センターで行われた昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の実物を使い、兵庫県南部地震で記録された地震波を加える実験の結果です。

昭和56年6月1日に建築基準法が改正されて、構造基準が強化されています（新耐震基準）。

それ以前の基準（旧耐震基準）で建てられた建築物は大地震に対する耐震性能が不足している可能性があります。

（問い合わせ先・申請書の郵送先）

さいたま市役所 建築総務課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話 048-829-1539

（申込先）※申請書も用意してあります。

- 建築総務課（さいたま市役所10階）
- 建築指導課
（大宮区役所6階、中央区役所別館2階）
- 各区役所のくらし応援室

さいたま市既存ブロック塀等改善事業

道路等に面している、個人などが所有する危険なブロック塀等の除却・建替え工事の費用の一部を助成します。

※事前に申請が必要です。予算の範囲内で助成します。

＜助成額＞

上限を30万円とし、次のうちいずれか低い額

①除却又は建替え工事に要した金額2/3

②対象工事ごとの施工単価により算出した金額の2/3

詳しくは、各建設事務所 建築指導課へ
お問い合わせください

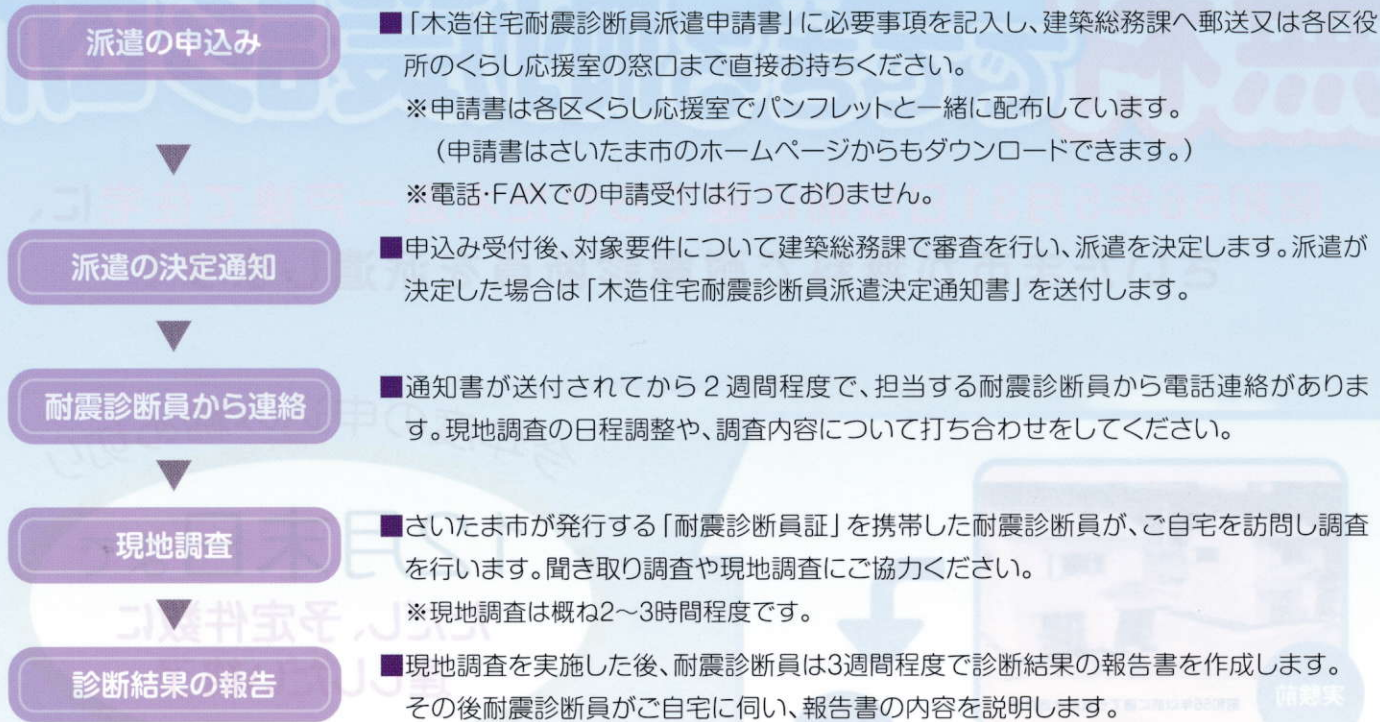
《北部》048-646-3235

《南部》048-840-6236



ご利用のながれ

※昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来軸組工法の一戸建て住宅が対象です。



診断の結果、耐震性に不安があった場合 耐震化には次の助成制度をご利用いただくことができます。

※各制度を利用するには、工事等の契約前に申請をし、審査を受ける必要があります。また、**申請した年度の1月31日までに耐震補強工事(建替え工事)を完了させて、市に報告する必要があります。**
※耐震診断の結果は、次年度以降の助成制度ご利用についても有効です。

耐震補強助成制度

耐震性の基準を満たす補強設計を行い、それに基づく補強工事に助成します。

【助成額】

耐震補強工事の費用(建物の床面積1㎡につき34,100円が限度)の2分の1
最大120万円



【所得税の特別控除】
詳しくは所管の税務署にお問い合わせください。

【固定資産税(家屋)の減税措置】
詳しくは北部・南部市税務所の資産課税課にお問い合わせください。

建替え助成制度

耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅に対して、既存建築物を除却して建替える場合に助成します。

【助成額】

工事費用(除却する建物の床面積1㎡につき34,100円が限度)の23%
最大60万円

耐震シェルター等助成制度

耐震シェルター・防災ベッドなど、住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る機能を有する装置を設置する場合に助成します。

【助成額】

耐震シェルター等の設置費用のうち最大30万円

※さいたま市が定める装置を対象としています。

※さいたま市に申込みされた耐震診断ではない、他の事業者・団体による耐震診断結果は助成対象にならない場合があります。
木造在来以外の住宅や共同住宅、自治会館など住宅以外の建築物は別の助成制度を設けております。別途お問合せ下さい。

(問合せ先) さいたま市役所 建築総務課 Tel 048-829-1539 Fax 048-829-1982